

堺市事務分掌規則の一部を改正する規則

堺市事務分掌規則（昭和47年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 子どもの未来応援室

第2条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第3条に次の1項を加える。

5 別表第3に定める組織のうち、保健福祉総合センターは、こども家庭センター（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2第1項のこども家庭センターをいう。第8条第3項において同じ。）とする。

第7条第8項中「貿易大臣会合協力室、」及び「室次長（貿易大臣会合協力室に限る。）」を削り、同条第11項中「貿易大臣会合協力室、」を削る。

第8条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、同条第4項中「、室次長は室長を」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項に定めるもののほか、保健福祉総合センター所長は、こども家庭センター長としてこども家庭センターに係る業務を処理する。

別表第1市長公室貿易大臣会合協力室の分掌事務を定める部分を削り、同表財政局財政部財産活用課活用係の分掌事務を定める部分第2号中「並びに公有財産（土地の定着物及び動産に限る。）の管理に係る事務の総合調整」を削り、同部分第3号を削り、同部分第4号中「行政財産目的外使用料及び公有財産貸付料の算定」を「行政財産目的外使用許可、公有財産貸付け等」に改め、同号を同部分第3号とし、同部分第5号を同部分第4号とし、同部分第6号から第8号までを削り、同課管理係の分掌事務を定める部分第1号中「（土地の定着物及び動産を除く。）の管理」を「の管理（行政財産目的外使用許可、公有財産貸付け等に係るものを除く。）」に改め、同部分第2号中「の取得及び管理」を削り、同部分に次の3号を加える。

(5) 建物その他の物件の損害保険等に関すること。

(6) 公会計制度に係る資産評価に関すること。

(7) 課内の他の係の所管に属しないこと。

別表第1財政局契約部調達課の分掌事務を定める部分第1号中「、役務の提供、賃借及び売払い（不動産に係るものを除く。）」を「（工事に関連するものを除く。）及び賃借（物品の借入れに係るものに限る。）」に改め、同部分第2号中「業務委託」の次に「（工事に関連するものを除く。）」を加え、同部分に次の1号を加える。

(3) 調達契約事務審査委員会に関すること。

別表第1財政局契約部調達課物品係の分掌事務を定める部分第1号中「物品調達」の次

に「及び賃借（物品の借入に係るものに限る。）」を加え、同課委託管理係の分掌事務を定める部分第1号及び第2号中「工事関連の業務委託」を「工事に関連するもの」に改め、同局税務部税務運営課徴収管理係の分掌事務を定める部分第3号中「並びに」を「及び」に改め、「及び催告書」を削り、同表市民人権局市民生活部市民協働課市民協働係の分掌事務を定める部分を削り、同部生涯学習課の分掌事務を定める部分を次のように改める。

生涯学習課

生涯学習係

- (1) 生涯学習の振興に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 生涯学習の振興に係る調査及び研究並びに情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 生涯学習指導者の養成及び研修に関すること。
- (4) 生涯学習の振興に係る関係機関及び関係部局との連絡調整に関すること。
- (5) 公民館に関すること。
- (6) 課内の他の係の所管に属しないこと。

市民活動係

- (1) 市民活動及び市民参加の推進に関すること。
- (2) 特定非営利活動法人の認証、認定等に関すること。
- (3) 市民活動の支援に係る調査、研究及び推進並びに関係部局との連絡調整に関すること。
- (4) 市民活動支援基金に関すること。
- (5) 市民活動コーナーに関すること。

別表第1市民人権局ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課調整係の分掌事務を定める部分中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 人権課題等の職員研修に関すること。

別表第1市民人権局ダイバーシティ推進部人権推進課啓発係の分掌事務を定める部分第5号を削り、同表文化観光局観光部観光推進課推進係の分掌事務を定める部分第3号中「運営に係る調整及び利用促進」を「誘客促進」に改め、同部分中第4号を削り、第5号を第4号とし、同局文化国際部文化課施設管理係の分掌事務を定める部分第1号中「及び文化館」を「、文化館及び歴史文化にぎわいプラザ」に改め、同部分中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 文化観光拠点の運営に係る調整に関すること。

別表第1文化観光局歴史遺産活用部文化財課管理係の分掌事務を定める部分中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 町家歴史館の管理運営に係る指導及び監督に関すること。

別表第1文化観光局歴史遺産活用部文化財課文化財係の分掌事務を定める部分第4号中

「町家歴史館」の次に「における展示並びに町家歴史館で取り扱う資料（次号及び第6号において「歴史館資料」という。）の収集、整理及び保管」を加え、同部分中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 歴史館資料に関する専門的かつ技術的な調査研究に関すること。

(6) 歴史館資料の館外への貸出し及び特別利用に関すること。

別表第1 環境局環境保全部環境対策課生活環境係の分掌事務を定める部分第5号中「水質汚濁、アスベスト等」を「水質汚濁等」に改め、同課大気環境係の分掌事務を定める部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同課水質環境係の分掌事務を定める部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同課排出事業者係の分掌事務を定める部分中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同課処理業係の分掌事務を定める部分に次の1号を加える。

(5) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づく許可、登録及び指導に関すること。

別表第1 環境局環境事業部資源循環推進課4R推進係の分掌事務を定める部分に次の4号を加える。

(3) 一般廃棄物（し尿を除く。）の減量化及び資源化並びに適正処理に係る情報発信に関すること。

(4) 一般廃棄物に係る環境教育の推進に関すること。

(5) ごみ減量化推進員に関すること。

(6) 一般廃棄物（し尿を除く。）の減量化、資源化等に係る調査及び分析に関すること。

別表第1 環境局環境事業部資源循環推進課情報発信係の分掌事務を定める部分を削り、同表健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課認定給付係の分掌事務を定める部分第5号中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同表子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課の分掌事務を定める部分第1号を削り、同部分の次に次のように加える。

子どもの未来応援室

(1) 子どもの貧困対策及び貧困の連鎖解消に係る事業の企画立案及び推進に関すること。

(2) 子どもの貧困対策及び貧困の連鎖解消に係る関係機関及び関係部局との連絡調整に関すること。

(3) 児童福祉及び母子保健に係る包括的な支援に関する保健福祉総合センターとの連絡調整に関すること。

別表第1 子ども青少年局子育て支援部幼保推進課の分掌事務を定める部分中「幼保推進課」を「幼保政策課」に改め、同課給付係の分掌事務を定める部分の前に次のように加える。

企画係

- (1) 待機児童対策及び保護者満足度の向上に関すること。
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の整備に関すること。
- (3) 社会福祉審議会（幼保連携型認定こども園等認可審査部会に限る。）に関すること。
- (4) 保育所及び幼保連携型認定こども園の設置及び認可に関すること。
- (5) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること。
- (6) 地域型保育事業の実施及び認可に関すること。
- (7) 施設型給付費及び地域型保育給付費並びに施設等利用費の支給に係る確認に関すること。
- (8) 部内の連絡調整に関すること。
- (9) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

別表第1子ども青少年局子育て支援部幼保政策課給付係の分掌事務を定める部分中第1号から第4号までを削り、第5号を第1号とし、第6号を第2号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (3) 施設型給付を受けない幼稚園に係る助成に関すること。
- (4) 子育てのための施設等利用費の支給（施設型給付を受けない幼稚園の法定代理受領に係るものに限る。）に関すること。

別表第1子ども青少年局子育て支援部幼保政策課給付係の分掌事務を定める部分第7号から第9号までを削り、同課調整係の分掌事務を定める部分第4号を削り、同部分第5号中「第30条の4第1項第1号」を「第30条の4第1号」に改め、同号を同部分第4号とし、同部分第6号中「施設等利用費の支給」を「幼児教育・保育の無償化に係る費用の支給（施設型給付を受けない幼稚園の法定代理受領に係るものを除く。）」に改め、「監査」の次に「（当該法定代理受領に係るものを含む。）」を加え、同号を同部分第5号とし、同部待機児童対策室の分掌事務を定める部分を削り、同部幼保運営課指導係の分掌事務を定める部分を削り、同部の分掌事務を定める部分に次のように加える。

幼保支援課

- (1) 所管の業務に係る保健福祉総合センターとの連絡調整に関すること。

育成・支援係

- (1) 保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等に係る研修に関すること。
- (2) 保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等における保健及び給食その他の食育に関すること。
- (3) 保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等を利用する障害児等に係る保育の調整に関すること。
- (4) 市立こども園の運営に係る企画及び調整に関すること。
- (5) 市立こども園における給食の献立作成及び栄養管理に関すること。

(6) 課内の他の係の所管に属しないこと。

指導係

- (1) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針に係る指導に関すること。
- (2) 認可外保育施設の届出及び指導監督等に関すること。
- (3) 就学前教育・保育施設の安全・安心な教育・保育環境に係る指導及び調整等に関すること。

別表第1 建築都市局都市計画部都市計画課企画係の分掌事務を定める部分第1号中「まちづくり」を「都市政策」に改め、同局都心未来創造部の分掌事務を定める部分に次の1号を加える。

(16) 堺旧港交流空間創出事業者選定委員会に関すること。

別表第1 建築都市局交通部の分掌事務を定める部分第9号中「美原区域路線バス運行事業」を「地域公共交通の運行事業」に改め、同部分中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、同局建築部設備課の分掌事務を定める部分を次のように改める。

設備課

設備第一係・設備第二係・設備第三係

- (1) 市有建築物の設備に係る設計、積算及び工事監理に関すること。
- (2) 市有建築物の設備に係る工事及び工事関連業務の概算費用の算出に関すること。
- (3) 市有建築物の設備に係る緊急保全に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4) 市有建築物の契約不適合責任期間内の設備に係る相談等に関すること。
- (5) 課内の他の係の所管に属しないこと（設備第一係に限る。）。

別表第1 建築都市局開発調整部建築安全課審査係の分掌事務を定める部分に次の4号を加える。

- (10) 昇降機、し尿浄化槽等の確認申請及び計画通知の審査並びに検査に関すること。
- (11) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に係る申請の受付、審査及び認定に関すること。
- (12) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく建築物の新築等の認定、適合性判定及び届出に関すること。
- (13) 大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づく建築物環境計画書に係る審査及び指導に関すること。

別表第1 建築都市局開発調整部建築安全課指導係の分掌事務を定める部分中第3号を削

り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号から第10号までを削り、第11号を第7号とし、同部宅地安全課協議係の分掌事務を定める部分及び同課許可係の分掌事務を定める部分を削り、同課調査係の分掌事務を定める部分の前に次のように加える。

管理係

- (1) 建築基準法及び都市計画法に基づく公告に関すること。
- (2) 開発登録簿に関すること。
- (3) 堺市開発行為等の手続に関する条例に基づく開発行為等に係る計画の公開に関する届出及び中高層建築物等に係るあっせん等に関すること。
- (4) 建築基準法に基づく道路位置指定図の写しの交付に関すること。
- (5) 宅地造成技術専門委員に関すること。
- (6) 課内の他の係の所管に属しないこと。

審査指導係

- (1) 堺市開発行為等の手続に関する条例に基づく協議及び検査に関すること。
- (2) 都市計画法に基づく公共施設管理者の協議及び同意に関すること。
- (3) 都市計画法に基づく開発許可及び建築許可に係る申請等の受付、審査及び検査に関すること。
- (4) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく工事許可申請書等の審査、指導及び検査に関すること。
- (5) 宅地耐震化推進事業に関すること。
- (6) 土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転に係る調整に関すること。
- (7) 建築基準法に基づく位置指定道路に関すること（道路位置指定図の写しの交付を除く。）。
- (8) 宅地等の調査、指導、監視及び防災査察に関すること。

別表第1 建築都市局開発調整部建築防災推進課企画係の分掌事務を定める部分第6号中「及び宅地」を削り、同課監察係の分掌事務を定める部分第1号中「関すること」の次に「（他の所管に属するものを除く。）」を加え、同部分第4号中「特定空家等」の次に「及び管理不全空家等」を加え、同表建設局土木部建設総務課総務係の分掌事務を定める部分中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 局の所管に係る防災事務の総括に関すること。

別表第1 建設局土木部建設総務課経理係の分掌事務を定める部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、同部河川水路課業務係の分掌事務を定める部分中「業務係」を「治水係」に改め、同部分第4号中「流域貯留等総合治水」を「流域治水」に改める。

別表第2 会計室出納課管理係の分掌事務を定める部分中第3号を第4号とし、第2号の

次に次の1号を加える。

(3) 財務会計システムの管理及び運用の総括に関すること。

別表第3総務課(西区役所及び南区役所に限る。)総務係の分掌事務を定める部分第12号中「広聴」を「区広報紙の編集及び発行並びに広聴」に改め、同表政策推進室(西区役所に限る。)の分掌事務を定める部分第7号中「広報」の次に「(区広報紙の編集及び発行に係るものを除く。)」を加え、同表自治推進課の分掌事務を定める部分に次の1号を加える。

(2) 区災害対策本部との連携に関すること(美原区役所に限る。)

別表第3保険年金課保険係(北区役所を除く。)の分掌事務を定める部分第6号中「堺区役所、西区役所及び南区役所に限る」を「東区役所を除く」に改め、同課医療給付係(美原区役所を除く。)の分掌事務を定める部分第7号中「堺区役所、西区役所及び南区役所を除く」を「東区役所及び北区役所に限る」に改め、同課医療年金係(美原区役所に限る。)の分掌事務を定める部分中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、同表保健福祉総合センターの分掌事務を定める部分中第4号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 児童福祉及び母子保健に係る包括的な支援に関すること。

別表第3保健福祉総合センターの分掌事務を定める部分中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 包括的な支援体制の整備等に係る総合調整に関すること。

別表第3保健福祉総合センター生活援護課(堺保健福祉総合センターにあっては、生活援護第一課及び生活援護第二課)援護係(堺保健福祉総合センター生活援護第一課、東保健福祉総合センター及び西保健福祉総合センターにあっては援護第一係及び援護第二係、中保健福祉総合センター及び北保健福祉総合センターにあっては援護第一係、援護第二係及び援護第三係、堺保健福祉総合センター生活援護第二課及び南保健福祉総合センターにあっては援護第一係、援護第二係、援護第三係及び援護第四係)の分掌事務を定める部分中「堺保健福祉総合センター生活援護第一課、」及び「及び西保健福祉総合センター」を削り、「中保健福祉総合センター及び北保健福祉総合センター」を「堺保健福祉総合センター生活援護第一課」に、「堺保健福祉総合センター生活援護第二課及び南保健福祉総合センター」を「中保健福祉総合センター、西保健福祉総合センター及び北保健福祉総合センター」に改め、「援護第四係」の次に「、堺保健福祉総合センター生活援護第二課及び南保健福祉総合センターにあっては援護第一係、援護第二係、援護第三係、援護第四係及び援護第五係」を加え、同センター地域福祉課の分掌事務を定める部分第1号及び第2号を削る。

別表第4市税事務所納税課徴収支援係の分掌事務を定める部分第1号中「並びに」を「及び」に改め、「及び催告書」を削り、同表環境事業所啓発指導係の分掌事務を定める部分を削り、同所業務第一係・業務第二係の分掌事務を定める部分に次の1号を加える。

(3) 不法投棄された一般廃棄物（し尿を除く。）の処理に関すること（業務第二係に限る。）。

別表第4大浜公園事務所管理係の分掌事務を定める部分第2号中「、金岡公園プール」を削り、同表泉ヶ丘公園事務所の分掌事務を定める部分第1号及び第2号を削り、同所管理係の分掌事務を定める部分第3号中「及び原山かもめ公園」を「、原山かもめ公園、霊園及び霊堂」に改め、同部分中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 霊園及び霊堂の使用許可に関すること。

(5) 寺院墓地の指導に関すること。

別表第6北区役所の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の別表第1に掲げる組織のうち、附則別表左欄に掲げる旧組織に属すべき組織の長、課長補佐、係長、主査、副主査その他の職員として発令されている職員は、特に辞令を用いて発令する者を除き、辞令を用いずに前項に定める日付をもって、対応する同表右欄に定める新組織に属すべき組織の長、課長補佐、係長、主査、副主査その他の職員として、この規則により発令されたものとみなす。

附則別表

左 欄 (旧組織)			右 欄 (新組織)		
子ども青少 年局	子育て支援 部	幼保推進課	子ども青少 年局	子育て支援 部	幼保政策課